

相良村公告第33号

相良村の給与・定員管理等を次のとおり公表する

平成24年4月27日

相良村長 徳田 正臣

## 相良村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	5,111 人	千円 4,040,544	千円 208,580	千円 571,012	% 14.1	% 15.3

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

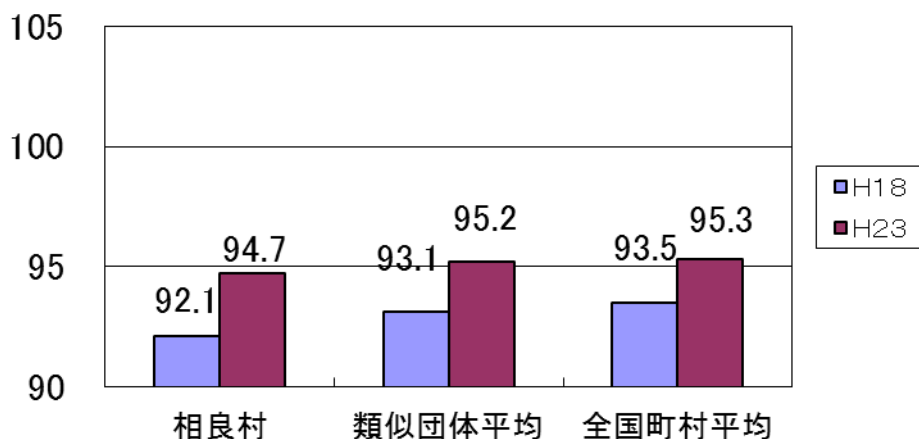
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤続手当	計 B		
22年度	57	千円 216,140	千円 23,046	千円 77,263	千円 316,449	千円 5,552	円 5,717

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

#### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,100	354,700	388,300	400,600	422,600

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
相良村	39.4歳	293,700円	317,820円	310,024円
熊本県	43.9歳	337,087円	395,657円	365,691円
国	42.3歳	327,205円	-円	397,723円
類似団体	43.4歳	322,165円	375,584円	352,415円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
相良村	59.3歳	3人	351,700円	355,100円	351,700円				
うち学校給食調理員	59.3歳	3人	351,700円	355,100円	351,700円	調理士	43.7歳	202,400円	1.75
その他技能労務職員	-歳	-人	-円	-円	-円				
熊本県	48.3歳	386人	322,441円	359,009円	340,633円				
国	49.5歳	3,689人	283,862円	-円	321,662円				
類似団体	50.1歳	5人	302,584円	328,341円	319,177円				

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
相良村	5,722,000円	2,428,800円	
うち学校給食調理員	5,722,000円	2,428,800円	2.4
その他技能労務職員	-円	-円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～22年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のための国家公務員と同じベースで再計算したものである。

## (2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		相良村	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	167,034円	172,200円
	高校卒	140,100円	135,897円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	142,299円	—
	中学卒	129,200円	126,585円	—

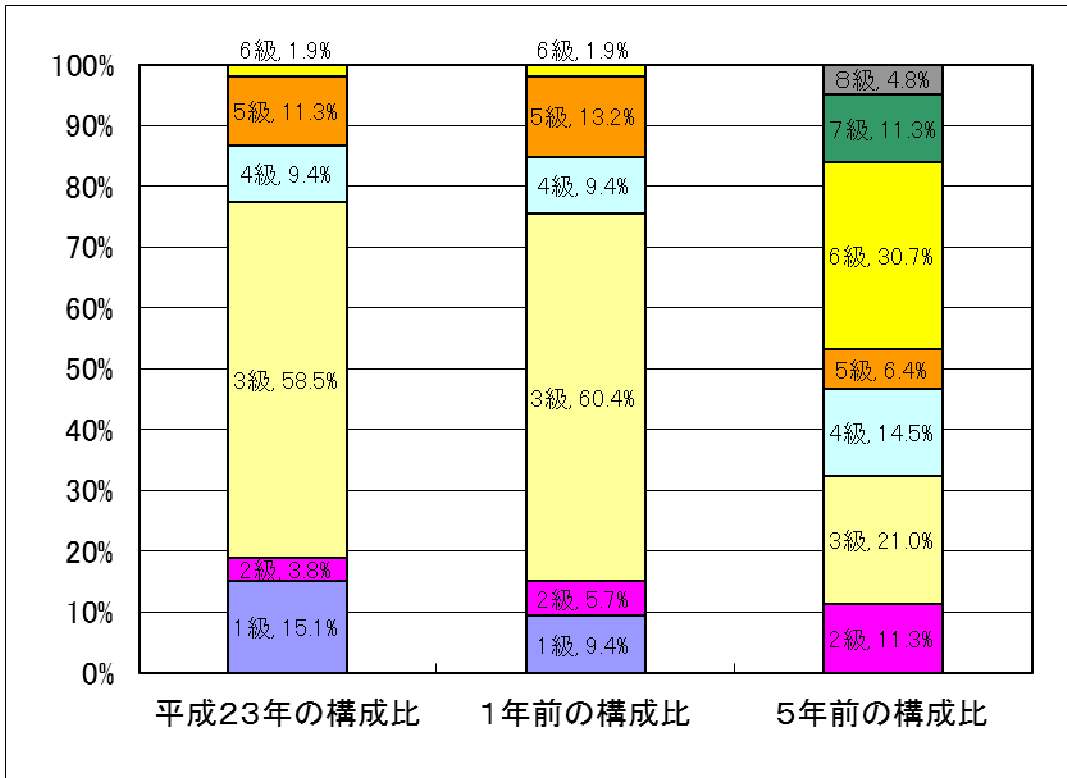
## 4 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事の職務	7 人	15.1 %
2 級	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事の職務	4 人	3.8 %
3 級	係長、参事の職務	29 人	58.5 %
4 級	主幹の職務	7 人	9.4 %
5 級	課長、局長、室長の職務(6級に掲げる職務を除く)	7 人	11.3 %
6 級	総務課長の職務及び会計管理者	1 人	1.9 %

(注)1 相良村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況  
未実施

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

相良村	熊本県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,366千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,586千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 10~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

未実施

**(2) 退職手当(23年4月1日現在)**

相良村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし )					
1人当たり平均支給額 22,857千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

**(3) 地域手当(23年4月1日現在)**

支給実績(22年度決算)		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

**(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)**

支給実績(22年度決算)		36千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		6,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		9%	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記に対する支給単価
税務手当	税務課	税徴収及び滞納処分	1日400円
防疫作業手当	保健福祉課	感染症予防及び救護	1日300円

**(5) 時間外勤務手当**

支給実績(22年度決算)	5,903千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	88千円
支給実績(平成21年度決算)	5,535千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	94千円

(6)その他の手当(23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 扶養親族1人につき 6,500円 配偶者無1人について 11,000円 扶養親族でない配偶者が いる場合1人について 6,500円 扶養親族たる子のうち16 歳～22歳までは 5,000円×数を加算 その他の扶養親族1人につ き5,000円	同じ		7,496千円	111,881円
住居手当	借家家賃23,000円以下の 場合(家賃月額-12,000 円)家賃23,000円を超える 場合11,000円+(家賃の 月額-23,000円)×0.5 た だし、その控除した額の2 分の1が16,000円を超え るときは、16,000円	同じ		1,026千円	15,313円
通勤手当	自動車使用距離片道 5Km未満 2000円 5Km～10Km 4,100円 10Km～15Km 6,500円 15Km～20Km 8,900円 20Km～25Km11,300円 25Km～30Km13,700円 30Km～35Km16,100円 35Km～40Km18,500円 40Km～45Km20,900円 45Km～50Km21,800円 50Km～55Km22,700円 55Km～60Km23,000円 60Km以上 24,500円	同じ		2,374千円	35,433円
管理職手当	総務課長 35,000円 会計管理者・その他課長 局長・室長 25,000円			2,820千円	313,333円
休日勤務手当	1時間あたり 135/100			0千円	円

## 6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	606,000円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副 村 長	566,000円	809,400円/364,500円 671,700円/365,000円
報 酬	議 長	281,000円	364,000円/220,000円
	副 議 長	232,000円	285,000円/168,100円
	議 員	211,000円	263,000円/135,800円
期 末 手 当	村 長	(22年度支給割合) 2.6月分	
	副 村 長	(22年度支給割合) 2.6月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 在職期間1年につき500/100	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	在職期間1年につき290/100	任期毎

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

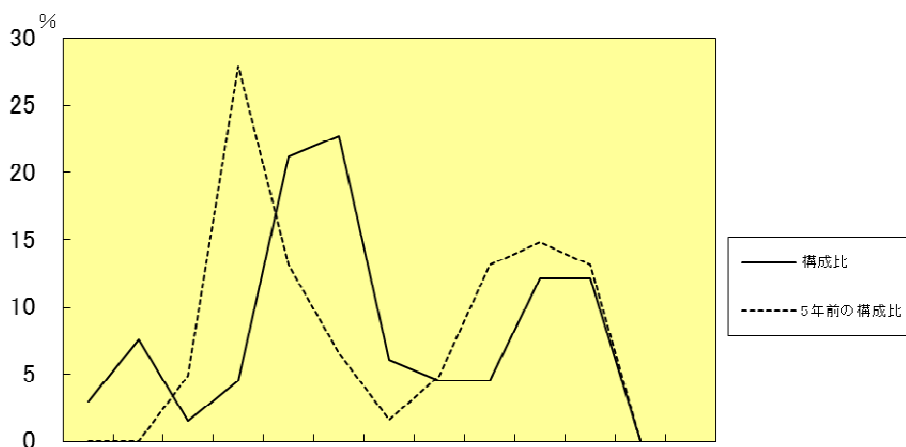
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成23年	平成22年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	2	業 務 増
		総 務	19	17		
		税 務	6	6	△2	事 務 の 統 廃 合 縮 小
		労 働	8	10		
		農 林 水 産	1	1		
		商 工	6	6		
	土 木	3	4	△1	事 務 の 統 廃 合 縮 小	
民 生	5	3				
衛 生	5	3	2	施 設 新 設 に 伴 う 業 務 増		
	計	49	48		[ 参 考 ] 類 似 団 体 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 118.77 人	
	教 育 部 門	9	9			
	小 計	58	57	1	[ 参 考 ] 類 似 団 体 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 145.57 人	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	2	2		
		下 水 道	1	1		
	そ の 他	5	7			
	小 計	8	10			
合 計		[80] 66	[80] 67	[0] △1		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳											歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 5	人 1	人 3	人 14	人 15	人 4	人 3	人 3	人 8	人 8	人 0	人 66

## (3) 職員の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	23年	22年	21年	20年	19年	18年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	49	48	46	53	52	55	△11%
教育	9	9	10	10	10	10	△10%
消防	0	0	0	0	0	0	0%
普通会計	58	57	57	63	62	65	△11%
公営企業 等会計	8	10	10	10	10	9	△11%
総合計	66	67	66	73	72	74	△11%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあたっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。



**8 公営企業職員の状況** (公営企業法の全部適用でないため記入なし)